




「法人税法第七十一条第一項の規定による予定申告書・地方法人税法第十六条第一項の規定による予定申告書」はこちら

 令和 年 月 日 税務署長殿		通算グループ整理番号	
		整理番号	
令和 年 月 日 事業年度分予定申告書		前事業年度等	
令和 年 月 日 課税事業年度分予定申告書		法人税額の計算	
修正・更正・決定の年月日		令和 年 月 日	
「税務署処理欄」 この欄は記載しないでください。	通信日付印	確認	前事業年度の法人税額
	年 月 日	百万 千 円	法人税額 百万 千 円 〇〇
	この申告前の法人税額	〇〇	同上のうち土地譲渡税額等及び 税額控除超過額相当額等の加算額 〇〇
	この申告により増加する法人税額	〇〇	差引法人税額
この申告が修正申告である場合の	地方法人税額の計算	〇〇	月数換算 同上の税額 × 前事業年度の月数
	この申告により増加する地方法人税額	〇〇	納付すべき法人税額 百万 千 円 〇〇

「法人税額」
 前期の別表一「13」の金額を記載します。
 (注) 前期が連結事業年度に該当する場合には、前期の「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」(以下この別表の留意点において「個別帰属額の届出書」といいます。)の「12」の金額を記載します。

「同上のうち土地譲渡税額等及び税額控除超過額相当額等の加算額」
 前期が連結事業年度に該当する場合には、上記に準じて前期の個別帰属額の届出書の該当欄の金額を記載します。

別表十九

「法人税法第七十一条第一項の規定による予定申告書・地方法人税法第十六条第一項の規定による予定申告書」

「地方法人税額」

前期の別表一「39」の金額を記載します。

(注) 前期が連結事業年度に該当する場合には、前期の個別帰属額の届出書の「37」の金額を記載します。

「同上のうち税額控除超過額相当額の加算額等」

次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額(次に掲げる場合のうち2以上の場合に該当する場合には、その2以上の場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額)を記載します。

- (1) 前期に地方法第12条第8項《外国税額の控除》の規定の適用がある場合
前期の別表六(二)付表六「14の計」の金額
- (2) 前期の基準法人税額に措置法第42条の4第8項第6号ロ又は第7号《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》(これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。)の規定により加算された金額がある場合
前課税事業年度の別表六(八)付表「31」及び「36」、別表六(九)付表「30」及び「35」並びに別表六(十二)付表「19」及び「24」の金額の10.3%に相当する金額
- (3) 前期の基準法人税額に措置法第42条の14第4項《通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額》の規定により加算された金額がある場合
その加算された金額の10.3%に相当する金額
- (4) 前期の基準法人税額に措置法第62条第1項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》、第62条の3第1項若しくは第9項《(土地の譲渡等がある場合の特別税率)若しくは第63条第1項《(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)》、令和3年改正前の措置法第42条の12の3第5項《(特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)》、令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法第42条の6第5項《(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)》、第42条の9第4項《(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)若しくは第42条の12の4第5項《(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)若しくは平成30年改正前の措置法第42条の5第5項《(エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)》の規定又は地方令附則第2条第2項第1号《(旧規定の適用がある場合における地方法人税の個別帰属額の計算等の特例)》に掲げる規定により加算された金額がある場合に該当する場合には、その加算された金額の10.3%に相当する金額を記載します。
(注) 前期が連結事業年度に該当する場合には、上記に準じてその加算された金額の10.3%に相当する金額を記載します。
- (5) 前期の基準法人税額に令和3年改正前の措置法第68条の15の4第5項《特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》、令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法第68条の11第5項《中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》、第68条の13第4項《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》、第68条の15の5第5項《中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》、第68条の67第1項《連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》、第68条の68第1項若しくは第9項《連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率》若しくは第68条の69第1項《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》若しくは平成30年改正前の措置法第68条の10第5項《エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》の規定又は地方令附則第2条第1項第1号に掲げる規定により加算された金額がある場合
その加算された金額の10.3%に相当する金額

自 令和	年	月	日
至 令和	年	月	日
地方法人税額の計算			
修正・更正・決定の年月日			
令和	年	月	日
前課税事業年度の地方法人税額	地方法人税額	百万	千円
			〇〇
前課税事業年度の地方法人税額	同上のうち税額控除超過額相当額の加算額等		
	差引 地方法人税額		
月数換算			
同上の税額 × 前課税事業年度の月数			
納付すべき地方法人税額			
		百万	千円
			〇〇